

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 0 号

川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

川崎市庁用自動車管理規則（平成15年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表経済労働局の項中

「

産業政策部庶務課	課長	経済労働局（産業政策部消費者行政センター、公営事業部、都市農業振興センター及び中央卸売市場北部市場を除く。）の所管に属する庁用自動車
産業政策部消費者行政センター	室長	産業政策部消費者行政センターの所管に属する庁用自動車

」

を

「

産業政策部庶務課	課長	経済労働局（公営事業部、都市農業振興センター及び中央卸売市場北部市場を除く。）の所管に属す
----------	----	---

る庁用自動車

に改め、同表健康福祉局の項中「、中央卸売市場食品衛生検査所」を削り、

「

動物愛護センター

所長

動物愛護センターの

所管に属する庁用自

動車

中央卸売市場食品衛生検査

所長

中央卸売市場食品衛

所

生検査所の所管に属

する庁用自動車

」

を

「

動物愛護センター

所長

動物愛護センターの

所管に属する庁用自

動車

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。